



熊本県公報

第12996号
令和3年(2021年)
1月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 天草救急医療圏の救急病院等に関する認定…………… (医療政策課) 2
- 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 4
- 予算の専決処分…………… (財政課) 4
- 公 告**
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 5
- 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催…………… (環境保全課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 令和2年度行政書士試験合格者…………… (市町村課) 11
- 登 載 依 頼**
- 令和2年度(2020年度)第2回熊本県障がい者施策推進審議会の開催…………… (障害者施策推進審議会) 11
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)入札の参加資格等…………… (警察本部会計課) 12
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)入札の実施…………… (//) 12

告 示

熊本県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
支援センター 銀河カレッジ 宇土市築龍町141番地2	社会福祉法人銀河の会 宇土市築龍町141番地2 梅田 和利	短期入所	令和3年(2021年)1月31日
支援センター 銀河カレッジ 宇土市築龍町141番地2	社会福祉法人銀河の会 宇土市築龍町141番地2 梅田 和利	生活介護	令和3年(2021年)1月31日

熊本県告示第91号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地763番地3	令和3年（2021年）2月9日から 令和6年（2024年）2月8日まで

熊本県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草市五和町御領字大原田4686番1から4686番6まで・4693番1・4693番3から4693番7まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町大字一武字下忠ヶ原 1950番4地先から 球磨郡錦町大字一武字忠ヶ原 2039番2地先まで	前	4.9 ～ 17.8	413.0 0.0	旧道移管
			後	0.0 ～ 0.0		

- 区域を変更する期日 令和3年（2021年）1月29日

熊本県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	鯛生菊池線	菊池市龍門字鷹取 214番1地先から 同所 214番1地先まで	前	17.2 ～ 18.6	20.3 20.3	災害復旧工事
			後	28.0 ～		

				32.7		
2	区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月29日					

熊本県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町南海東字小原町 879番1地先から 同所 908番1地先まで	前	7.9 ～ 12.6	233.0	防交安 (交通安全)
			後	9.0 ～ 17.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月29日

熊本県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字西照寺字備中田 209番2地先から 玉名市岱明町大字西照寺字口ノ坪 466番地先まで	75.0	防交改 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月29日

熊本県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字黒染 8125番1地先から 同所 8138番1地先まで	167.3	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月29日

熊本県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字要迫 1172番1地先から 水俣市大迫字外平 1222番1地先まで	280.0	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月29日

熊本県告示第99号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜
牛 1頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和3年(2021年) 2月19日(金)	有限会社植島牧場 菊池市泗水町住吉194-1

熊本県告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和3年(2021年)1月15日付けで専決した令和2年度(2020年度)熊本県一般会計補正予算(第16号)の要領は、次のとおりである。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 37 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第16号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,311,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,101,250,680千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月15日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		284,371,054	13,412,442	297,783,496
	1 国庫補助金	211,504,492	13,412,442	224,916,934
2 諸 収 入		114,363,777	△ 100,800	114,262,977
	1 雑 入	9,998,294	△ 100,800	9,897,494
歳 入 合 計		1,087,939,038	13,311,642	1,101,250,680

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		123,416,978	13,311,642	136,728,620
	1 商 業 費	113,267,333	13,311,642	126,578,975
歳 出 合 計		1,087,939,038	13,311,642	1,101,250,680

公 告

熊本県公告第55号
 次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
 令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設・暗渠排水	第一一の宮地区	平成23年（2011年）10月18日	令和2年（2020年）12月9日	熊本県

熊本県公告第56号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 峇北風力合同会社 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 福真 清彦
(2) 住所 熊本県天草郡峇北町都呂々字古里1265番地4

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称) 峇北風力発電事業
(2) 種類 風力発電(陸上)
(3) 規模 風力発電所の設備の出力：最大54,600キロワット

3 対象事業実施区域の位置

天草郡峇北町、天草市

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和3年(2021年)3月2日(火) 午後1時30分から午後3時まで
(2) 場所 天草郡峇北町志岐1220-2
峇北町町民総合センター大会議室

5 公聴会において意見を聴こうとする事項

対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述人」という。)は、令和3年(2021年)2月16日(火)までに、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面(以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。)を提出するものとする。

なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書きすること。
(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)

(2) 連絡先の電話番号

(3) 対象事業の名称

(4) 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 公述申出書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
- (2) 公述時間(公述人が意見を述べる時間)については、1人につき10分程度を予定している。(公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
- (3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
- (4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
- (5) 公聴会において発言できる者は公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
- (6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止等について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等により、開催を延期、又は中止する場合がある。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名

連絡先

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対象事業の名称 「(仮称) 苓北風力発電事業」

□ 意見の要旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

- ・ 上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。
- ・ 提出期限 令和3年(2021年)2月16日(火)

熊本県公告第57号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
木下 享介	人吉市下原田町西門	人吉市下原田町字瓜生田字塚ノ丸809番1ほか4筆
株式会社岩本文尚堂	人吉市九日町	人吉市蟹作町字西中通206番1ほか1筆
大石 正廣	人吉市下田代町	人吉市下田代町字植松1520番47
淵上 澄雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2443番1ほか8筆
村崎 文雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2444番1ほか1筆
志水 周次	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字蟹田2389番ほか1筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）1月22日

熊本県公告第58号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仁和 進	荒尾市平山	荒尾市上井手字尼ヶ島1102番2
有限会社アグリファームきよた	玉名郡玉東町上白木	玉名市下字幸町192番1ほか13筆
有限会社アグリファームきよた	玉名郡玉東町上白木	玉名市安楽寺字生見346番ほか15筆
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市下小田字陳ノ前792番2
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市下字柿木73番ほか4筆
農事組合法人梅林	玉名市玉名	玉名市津留字川面97番1ほか3筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成118番1
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字馬渡6795番ほか4筆
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄305番
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄476番
坂上 隆也	荒尾市川登	玉名市天水町小天字四ノ切7665番1ほか2筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1504番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田30番3〕
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1577番1

		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田30番5〕
寫野 司	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1514番ほか 2筆
		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田19番〕
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1528番1ほ か1筆
		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田15番〕
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字大浦1284番1
		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字大浦103番1の1〕
池上 正	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字野添998番ほか3筆
		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字野添87番2〕
池上 正	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下915番ほか 3筆
		〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字鶴立109番〕
山下 憲司	玉名郡和水町上十町	玉名郡和水町上十町字野中102番1ほか 7筆
株式会社農業生 産法人ホワイト ファーム	菊池市隈府	山鹿市鹿央町廣字吉井3821番ほか13 筆
谷 秀則	山鹿市鹿本町梶屋	山鹿市鹿本町梶屋字下前田144番1ほか 7筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)1月22日

熊本県公告第59号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宇都宮 勝之	宇土市走瀉町	宇土市走瀉町字走瀉178番
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町佐俣字上原1168番
勝本 良一	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2369番1ほか1筆
川部 喜一	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字出口1928番ほか4筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)1月22日

熊本県公告第60号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
楽農家合同会社	熊本市中央区琴平	熊本市北区植木町亀甲字薄井川1731番

2 認可年月日
令和3年(2021年)1月22日

熊本県公告第61号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町合津字大国田新地7870番32ほか58筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)1月22日

熊本県公告第62号

令和2年(2020年)11月8日に実施した令和2年度(2020年度)行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

令和3年(2021年)1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510002	8510069	8510159	8510249
8510008	8510072	8510206	8510303
8510011	8510074	8510212	8510369
8510016	8510077	8510215	8510384
8510020	8510083	8510219	8510415
8510049	8510088	8510228	8510431
8510055	8510107	8510244	

登載依頼

熊本県障害者施策推進審議会公告第2号

令和2年度(2020年度)第2回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。
令和3年(2021年)1月29日

熊本県障害者施策推進審議会

- 1 開催日時
令和3年(2021年)2月9日(火)
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題(予定)
(1) 第6期熊本県障がい者計画(案)について
(2) 第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画(案)について
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、令和3年(2021年)2月2日(火)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県障害者施策推進審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい
 者支援課企画共生班）（電話 096-333-2236）

熊本県警察本部告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和3年（2021年）2月8日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第9号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）1月29日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
 - (2) 使用予定電力量（2年間）
 13, 249, 318 kWh
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟2階）
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
 高圧電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
 令和3年（2021年）4月1日（木）から令和5年（2023年）3月31日（金）まで
 - (7) 供給場所

- 仕様書に示す「供給場所一覧」のとおり
- (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に限り、紙入札による入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、熊本県を除き、紙入札による入札はできない。認められる者がアイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」）の再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書及び施設毎の内訳明細書を添付する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算し、たかだか100万円未満の数値があるときは、その端数を切り捨てる。捨税の金額を免除する場合は、入札者は、消費税及び地所消費税に係る110分の100に相当する金額を、入札者との間で、見積もった契約希望金額に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札（昭和三十九年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札（昭和三十九年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(7)まで定める条件をすべて満たす者であること。
成18年熊本県告示第521号。による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
なお、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容の変更届を次の受付期間以降も随時受け付ける。3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更届を含む。の受付期間
- イ 公告の日から令和3年(2021年)2月8日(月)午後5時まで
ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
エ 1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの場合、先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 電気事業法（昭和三十九年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
 - (3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、入札説明書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。エ 加える目的をもち、暴力団の威嚇又は暴行などを行っているとき。オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを利用して不当に利用するとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 2(7)に係る役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）2月19日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）2月19日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）3月16日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年2021年）3月15日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年（2021年）3月16日（火）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）、及び入札説明書に示す内訳書及び施設毎内訳明細書を(7)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年（2021年）3月15日（月）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表へ筒に「入札書在中」とし「親展」とし朱書し、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中には、別の中封筒の表に「再入札明細書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び施設毎内訳明細書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送によ

り入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に
 関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
 子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
 たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書
 を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
 が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入
 札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
 入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
 者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書及び施設毎内訳明細書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部
 局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金
 額錯誤届の提出とは4(3)アの電子入札システムによる入札期間とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
 いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
 入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
 る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をもとに定める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号
 に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
 の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び使用予定電力量を乗じて得
 た額の100分の10以上の金額を納付しななければならない。ただし、契約保証金の
 納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第
 78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とす
 る。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
 る。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係

電話番号 096-381-0110（内線2264）

ファックス番号 096-381-9341

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Electricity for two years about 13,249,318kWh(kilowatt-hour) to be used
For Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages

(2) Date and Place for tender

Date: March 16 th, 2021, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2264)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen